

第11節 海外の政策動向

1 米国のICT政策の動向

2013年から第2期政権に入ったオバマ政権のICT政策の特徴は、政府が積極的にICT分野の振興に取り組んでいる点にある。具体的にはハード面、ソフト面の両面からのICT基盤の強化であり、ハード面では、従来、速度が遅く先進諸国と比較して普及率が低い水準にあった有線・無線のブロードバンド網整備に注力し、ソフト面では、科学技術分野の教育強化や研究開発支援策を掲げている。

また、行政、教育、医療、交通等の公共分野のICT利活用にも積極的に取り組んでおり、2009年から2012年までの政権第1期には、電子政府におけるクラウドの活用や、公共的なデータをオンラインで利用可能とするオープンデータ化を推進し、ICTを活用した透明性の高い効率的な行政を目指した。さらに、2012年からは、大統領府技術革新フェロープログラムを開始し、公募により選定された民間のイノベーターとともに、個人の健康情報活用のオンライン・サービス化や、電子政府サービスの利便性向上等に取り組んでいる。

2014年から2015年にかけての主要動向としては、ブロードバンド普及促進支援策、ネット中立性規則の採択、1.7/2.1GHz帯の周波数オークション等が注目される。

1 ブロードバンド促進支援策

オバマ政権では、ユニバーサル・サービス基金のうち、教育機関や図書館向けの支援策であるE-rateプログラムの改革を推進している。2013年6月には、高校までの教育機関の99%の生徒が次世代高速ブロードバンドへアクセスすることや、教員のスキル向上及び教材のデジタル化等を目標に掲げるConnectEDイニシアチブを公表した。民間企業も同イニシアチブに賛同し、総額20億ドルに相当する支援を約束した。同イニシアチブでは、関連政府機関に対して既存の基金の有効活用についても指示しており、これを受けて、連邦通信委員会(FCC)は、E-rate近代化案を2014年7月に公表した。近代化案では、E-rateプログラムの適用範囲を拡大し、2015年度と2016年度に各10億ドル(合計20億ドル)を学校と図書館のWi-Fi環境整備のために割り当てるとした。FCCでは、2年間で約1,000万人の生徒がWi-Fiにアクセス可能になると推計している。同時に、E-rateからのダイアルトーンの音声サービスの支援等については縮小する方向である。さらに、学校における高速ブロードバンド接続への需要が高まっている一方で、遠隔地域の公立学校の41%が光ファイバへのアクセスがないことから、2014年12月には、E-rateプログラムへの割当金額の上限(cap)を24億ドルから39億ドルへと拡大することを決定した。

2 FCCによるオープン・インターネット規則の採択

FCCでは、2014年1月に、連邦控訴裁判所のオープン・インターネット規則の無効化判決の後、新規規則の策定を進め、2015年2月には、新規規則を採択(規則公表は3月)した。オープン・インターネット規則では、ネット中立性と呼ばれるISPによるトラフィック管理の取り扱いに関する内容が含まれていることから、検討段階から多くの議論を呼び、FCCに寄せられたコメントは、最終的に400万件に達した。なお、オバマ大統領は、厳格な内容のオープン・インターネットを保護するため、2014年11月、ブロードバンドを「1934年通信法」第II編に分類し、公衆電気通信として取り扱うことを求めた。

FCCでは、2015年2月に、新たなネット中立性規則案の内容を明らかにした。同規則案では、ISPによるインターネット接続を「1934年通信法」第II編に分類し、電気通信サービスとして扱うことが盛り込まれた。これにより、ISPが合法的なウェブサイトやサービスへのアクセスをブロックする行為、通信速度を引き下げる行為、そして、特定のウェブサイトには有償で優遇措置を与えることが禁止され、ISPが自社系列のトラフィックを優遇することも禁止されたが、商業的恩恵が考慮されない「合理的なネットワーク管理」については寛大な対応を取るものとされた。また、インターネットは日々変化しており、将来の不正行為に対応する広範な基準を必要としていることから、ISPが消費者、コンテンツ・プロバイダに害を与えることを防ぐ「開放的なインターネットのための全般的な行為基準」も策定するほか、ネットワーク相互接続についての苦情を審査する権限も確立する

としている。なお、同規則案では、固定回線ブロードバンドだけでなく、モバイル・ブロードバンドも適用対象となる。

FCCは、インターネットの分類変更にあたって前述通信法第Ⅱ編で適用されている多くの規則は施行を差し控えるが、「不公平で不当な行為」の禁止規則のほか、消費者からの苦情処理やプライバシー保護、障害者保護、電柱や導管への公平なアクセスに関する規則は施行するとしている。なお、新規規則は、ブロードバンド・プロバイダのユニバーサル・サービス基金への納付は義務付けない。

3 1.7/2.1GHz帯の周波数オークション

国家電気通信情報庁（NTIA）は、2014年7月、AWS-3帯（1.7/2.1GHz帯）の連邦省庁の移行プランを発表した。移行プランにより開放されるAWS-3帯周波数については、同年11月よりオークションが実施され、最低落札価格合計は105億8,700万ドルと設定された。2015年1月に終了したオークション落札額の合計は約449億ドルに達し、最低落札額は予想額を大幅に上回る結果となった。

FCCによると、AWS-3オークションの暫定落札者の中で最も高い金額を入札していたのはAT&Tで、その金額の合計は181億8,925万5,000ドル、次にディッシュの133億2,742万3,700ドル、ベライゾン104億3,001万7,000ドル、Tモバイルは17億7,402万3,000ドルであった。

2 EU諸国のICT政策の動向

1 EU

ア 欧州委員会の新体制発足とICT政策

欧州連合（EU）の政策執行機関である欧州委員会では、2014年11月に新体制が発足した。新たに委員長に就任したジャン＝クロード・ユンケル氏は、就任に先駆けて表明した政策方針の中で、ICTをEUの経済成長や雇用創出のけん引役と位置付け、達成すべき政策課題の一つとしてデジタル単一市場の実現を挙げた^{*1}。

ユンケル委員長は、デジタル単一市場を実現するための具体的な取り組みとして、電気通信関連規則の改正、周波数割当における域内協調、デジタル時代に即した著作権の近代化などに言及している。その他、データ保護改革やインターネット・ガバナンス、そしてICT部門への投資促進などの課題にも取り組む方針を示している^{*2}。

ICT分野を重要視する姿勢は、担当委員の配置にも表れており、ICT分野は前体制から1名増員され、デジタル単一市場担当のアンドルス・アンシブ副委員長と、デジタル経済・社会担当のギュンター・エッティンガー委員の2名が担当することとなった。また、2015年5月には、デジタル単一市場の実現に向けた戦略である「デジタル単一市場戦略（A Digital Single Market Strategy for Europe）」を公表した^{*3}。

イ サイバーセキュリティ

世界的に大きな課題であるサイバーセキュリティの問題については、2013年2月に欧州委員会が公表した「サイバーセキュリティ戦略」に基づき、各種の取り組みが進んでいる。

2014年3月にはEUのICTシステムのセキュリティ強化を目的とする法律「ネットワーク情報セキュリティ指令」が欧州議会において賛成多数で可決された^{*4}。法律は加盟国に対してコンピュータ緊急対応チーム（CERT）の創設、国家セキュリティ戦略の採択、情報セキュリティの協力計画などの要件を課す内容となっている。また、公的機関のほか、電力、運輸、金融、ヘルスケアなどのサービスを提供する重要インフラ事業者、電子商取引のプラットフォームやソーシャル・ネットワーキングなどのサービスを提供するインターネット・イネイブラーにはリスク評価や適切なネットワーク情報セキュリティ方針の採用義務が課されている。法案は近いうちに欧州連合理事会の合意を経て、正式に法律として発効する予定である。

*1 European Commission, The Juncker Commission: A strong and experienced team standing for change (IP/14/984)

*2 European Commission, Questions and Answers: The Juncker Commission (IP/14/523)

*3 http://ec.europa.eu/priorities/digital-single-market/docs/dsm-communication_en.pdf

*4 European Commission, The EP successfully votes through the Network & Information Security (NIS) directive (STATEMENT/14/68)

ウ モバイルの国際ローミング規制

欧州委員会は、EU域内におけるモバイル通信の国際ローミング料金が高額であるという問題意識のもと、2007年以降、規制による料金の引き下げを段階的に実施してきており、デジタル単一市場の実現に向けた政策の一環としても、モバイル通信の国際ローミング料金の撤廃を掲げている。

2014年7月、EU域内におけるモバイルの音声通話とテキスト・メッセージの国際ローミング料金の引き下げが実施された^{*5}。音声通話の発信料金は前年比21%低下の1分あたり0.19ユーロ、着信料金は同28.5%低下の0.05ユーロ、テキスト・メッセージの送信料金は同25%低下の0.06ユーロとなった。データ通信の国際ローミング料金も引き下げられ、1メガバイトあたりの上限料金は、前年同期の0.45ユーロから0.2ユーロへと引き下げられた。また、EU域内で移動体通信サービスを提供する事業者は、独自の国際ローミングサービスの提供が可能となった。ユーザは滞在先で居住国とは異なるローカル・プロバイダのサービスを選択できるようになり、事業者間の競争推進や消費者の選択肢拡大につながるかと期待されているが、2014年2月に欧州委員会が公表した調査結果によると、回答者の94%が、居住国外でのモバイル通信は国際ローミング料金がかかるため自粛していると答えるなど、ユーザはモバイルの国際ローミング料金が依然として高額であると受け止めているようである。

エ 周波数関連政策の動向

EUが進めるデジタル単一市場の実現に向けた取組の一つに周波数割当の協調があり、現在UHF帯（470-790MHz）の利用が争点となっている。

欧州委員会は2014年1月にUHF帯の有効な利用方法を検討するハイレベル諮問グループを設置した^{*6}。諮問グループでは、UHF帯利用の戦略的要素、EUによる規制の役割、オーディオ・ビジュアル・コンテンツの次世代の送受信形態、公共の利益と消費者の利益の保障などが議論された。

2014年9月、UHF帯の有効な利用方法を検討するハイレベル諮問グループが欧州委員会に提出した報告書^{*7}では、ブロードバンド事業者と放送事業者の双方の立場に配慮し、UHF帯の利用に関して、①現在、地上放送事業者などが使用している700MHz帯（694-790MHz）を2020年までに欧州全域で無線ブロードバンド用途に再割り当てする、②700MHz以下のUHF帯を利用する地上放送事業者に対して2030年まで周波数の安定した利用を保証する、③消費者ニーズや新たな技術の普及などを考慮に入れて2025年までにUHF帯の利用実態調査を実施する、という「2020-2030-2025」方式の提案がなされている。

この提案を受けて欧州委員会は、2015年1月に700MHz帯の今後の割当に関するパブリック・コンサルテーションを開始した^{*8}。コンサルテーションでは、諮問グループによる「2020-2030-2025」方式の提案や、無線ブロードバンド用途の周波数割当てにおける各国の放送事情の勘案などについて意見を募集し、その結果は欧州委員会の長期的戦略に反映される予定である。

2 英国

ア デジタル通信市場におけるインフラ整備促進政策

文化・メディア・スポーツ省（DCMS）は、2015年3月、今後10～15年間のデジタル通信インフラの将来的なあり方に関する戦略文書「デジタル通信インフラ戦略（Digital communications infrastructure strategy）」^{*9}を発表した。これは、2013年7月に同省が発表した長期的ICT戦略「接続、コンテンツ及び消費者：成長のための英国のデジタル・プラットフォーム（Connectivity, content and consumers: Britain's digital platform for growth）」^{*10}に続くもので、同戦略を実現させるための将来的なICTインフラ整備に特化しまとめたものである。

また、これに先立ち、通信分野の規制機関である通信庁（Ofcom）が、2003年以来二回目となるデジタル通

*5 European Commission, Huge cuts in mobile data roaming price caps from 1 July—a drop of over 50% from last summer! (IP/14/720)

*6 European Commission, Pascal Lamy leads new advisory group on future use of UHF spectrum for TV and wireless broadband. (IP/14/14)

*7 European Commission, Radio spectrum : Pascal Lamy presents his report to the Commission (IP/14/957)

*8 Commission seeks views on spectrum use for wireless broadband

*9 <https://www.gov.uk/government/publications/the-digital-communications-infrastructure-strategy/the-digital-communications-infrastructure-strategy>

*10 <https://www.gov.uk/government/news/putting-consumers-at-the-heart-of-communications-policy>

信市場の戦略レビュー (Strategic Review of Digital Communications)^{*11}を開始すると発表しており、デジタル通信インフラ戦略は戦略レビューと歩調を合わせ、将来的なインフラと競争のあり方を検討していくことになる。

イ ICT分野におけるイノベーションの促進政策

ビジネス・イノベーション・技能省 (BIS) は、2014年12月、財務省と共同で、科学・イノベーション分野の成長戦略「我が国の成長のための計画：科学とイノベーション (Our plan for growth: Science and Innovation)^{*12}」を発表した。同戦略では、英国を科学・ビジネスにとって世界で最良の場所とすることを目標に、政府が優先的に投資を行う技術分野における具体的取組をはじめ、科学・イノベーションを担う人材の育成、科学インフラへの投資、研究支援、イノベーションの事業化支援等、2020年度までの中期的な計画が盛り込まれている。

ICT関連では、先に2014年の秋季財政演説で発表されていたコグニティブ・コンピューティング研究センターへの1億1,300万ポンドの投資に加え、ビッグデータの収集・編集・解析等を行うデータ・サイエンスの研究拠点とアラン・チューリング研究所 (Alan Turing Institute) の設立および4,200万ポンドの投資が盛り込まれている。ビッグデータは、2012年の秋季財政演説で、最も重要と認められる技術に対し6億ポンドの追加投資を発表した際にトップに挙げられた技術で、政府は、ビッグデータ革新およびエネルギー効率コンピューティングの分野で世界の先駆的立場を担う姿勢を示していた。また、自動車の無人運転実験のテストベッドにも900万ポンドの追加的投資が盛り込まれている。

ウ デジタル経済におけるイノベーションの推進政策

政府のイノベーション推進機関「Innovate UK^{*13}」は2015年2月にデジタル経済におけるビジネス・イノベーション支援を目的とした「デジタル経済戦略 (Digital economy strategy 2015-2018)」を発表した^{*14}。

同戦略は、2020年までに300億のデバイスが無線で接続されるとの予測の下、英国のデジタル経済を下支えするために、今後4年間にわたる資金1億2,000万ポンドの配分を概説している。具体的には、2015年から毎年1,500万ポンドを革新的なビジネス・プロジェクト支援に費やすとともに、それとは別に毎年1,500万ポンドをデジタル・カタパルト・センター (Digital Catapult Center)^{*15}やオープンデータ機構 (Open Data Institute)^{*16}、テックシティUK (Tech City UK)^{*17}といった公的機関への基金として拠出することを決めている。

今後4年間にわたるInnovate UKの五つのイノベーション戦略目標として、1) デジタル・イノベーターを奨励する、2) 利用者に焦点を当てる、3) デジタル・イノベーターに必要な道具・装置・専門的知見を与える、4) インフラ、プラットフォーム、エコシステムを成長させる、5) 持続可能性を確保することを挙げている。

3 フランス

ア ICTエコシステム構築の支援

政府は2013年から、各種産業技術分野での国際競争力強化を目指し、R&D投資促進、国際市場進出支援を続けている。ICT分野も、国内市場の飽和を見越して、各種サービス開発の活性化と国際市場での地位強化を目的に、先端産業育成計画の支援対象とされている。

政府は、産業活性化プログラムを通じたICTエコシステム構築の支援を積極的に進め、先端産業育成計画「未来への投資」によりR&Dを中心とする助成対象プロジェクトに対して最大50%の助成を実施してきた。

2013年9月には、34分野の技術開発支援プログラム「新産業フランス」が発足した。このプログラムでは、世界市場での競争力強化によって、各分野の主要事業者が2022年までに455億ユーロの収益と48万以上の新規雇用を実現することが目標とされている。2014年7月には、ロードマップにより、それぞれの今後数年間の

*11 <https://www.gov.uk/government/publications/the-digital-communications-infrastructure-strategy/the-digital-communications-infrastructure-strategy>

*12 <https://www.gov.uk/government/news/alliance-formed-to-improve-access-to-digital-services>

*13 2014年8月にビジネス・イノベーション・技能省 (BIS) 傘下の技術戦略委員会 (Technology Strategy Board) が名称変更し、イノベティブな英国企業を支援して持続可能な経済成長を加速する方針を打ち出した。

*14 https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/404743/Digital_Economy_Strategy_2015-18_Web_Final2.pdf

*15 デジタル関連の着想を推し進めるために英国の複数地点に置かれる公的機関。

*16 オープンデータを活用したビジネスを本格的に支援することを目的に活動する機関。

*17 英国政府がロンドンで企業誘致を進めているICT企業集積地。<http://www.techcityuk.com/>

雇用や市場規模等の到達目標が明らかとなり、2015年半ばまでに、「未来への投資」その他の助成プログラムにおいてパイロット・プロジェクトの公募を開始するという見通しが示された。

また、2013年末には、中小企業を対象としてデジタルベンチャー支援イニシアチブ「French Tech」が開始された。このイニシアチブでは、公的投資銀行（Bpifrance）が2億ユーロの基金により年間1,000程度の中小ベンチャーへの融資を計画し、2014年末から先端技術開発に関する起業家支援に関する公募を実施している。政府はまた、「French Tech」による地域経済活性化・都市環境デジタル化を図るため、公募により2014年11月には応募15都市から9都市を指定した。指定都市には関連施設の設置や雇用の斡旋等の資金として、BpiFranceから基金の一部が分配される。このほか、世界各国で開催されるICT関連の見本市への出展などにより、関連企業の海外展開支援も進められている。

イ デジタル法案策定に向けた取組

情報通信分野における政府の諮問機関である全国デジタル評議会は、2014年10月、ヴァルス首相やルメール経済・産業・デジタル大臣付デジタル担当長官の出席の下、デジタル分野における政策の在り方に係る公開協議の開始を表明する催しを開催した。当該協議は、首相から同評議会への9月の諮問に基づくものであり、同評議会が調整役となって、①成長戦略・デジタル分野における企業育成、②デジタル技術と基本的権利の保障、③政府によるデジタル技術利用、④デジタル技術による社会の変革（教育、健康分野等）の4つのテーマに係る広汎な事項について、ウェブサイトや物理的な会合により意見の集約が進められている。協議の結果は、同評議会から首相に対する答申としてまとめられ、2015年に予定される政府によるデジタル法案策定や関連分野の活動方針の決定に役立てられる。

成長戦略・デジタル分野における企業育成に関して、イノベーション支援措置の改革により、いかにしてデジタル技術を成長、競争力及び雇用向上の梃子とするかについて議論がなされているほか、デジタル技術と基本的権利の保障をめぐる、ICTに関わる巨大な経済主体と利用者との間の不均衡が顕著になる中、個人情報や著作権といった分野における法の遵守、権利の尊重をいかに確保するかについて検討がなされている。

ウ ブロードバンド整備に係る取組

政府は、2013年4月、「フランス高速ブロードバンド計画」を策定し、2022年までに全土で高速ブロードバンドを利用可能とするための方策を提示した。具体的には、国土を民間企業主導で整備を進める地域と政府の関与を得て整備を進める地域とに分け、前者については企業による60億から70億ユーロの投資、後者については官民ほぼ同額の負担により130億から140億ユーロの投資を見込んでいる。2014年に入り、固定高速ブロードバンドの整備が本格化しつつあり、FTTHが利用可能な不動産は2014年末で406万（前年比109万増加）となり、契約数も94万（前年比38万増加）となっている。また、オランジュ（旧フランステレコム）は、2015年3月に公表した5カ年計画において、フランスにおける光ファイバへの投資を2020年までに3倍とし、光ファイバ利用可能不動産を1200万（2018年）、2000万（2020年）へと増加させる意向を表明している。

移動体によるブロードバンド接続の需要に応えるため、政府は、2014年12月、700MHz帯を電気通信事業の用途に移管する旨の方針を発表するとともに、割当てを2015年12月に決定し、移管は2017年10月から2019年6月にかけて実施するとの計画を明らかにした。これを受け、ARCEP（郵便・電子通信規制機関）は、同年12月から2015年2月にかけて割当てに係る具体的な検討事項について公開協議を実施した。

4 ドイツ

政府は、ハイテク立国及び製造立国としての地位を将来にわたって維持・発展させていくため、ドイツのICT産業の競争力強化と経済成長を目的とした省庁・業界横断的なICT戦略「デジタルドイツ2015」及び技術革新戦略「ハイテク戦略」を決定した。また、これらの戦略の支援を含む包括的なデジタル化社会計画として、2014年に「デジタル・アジェンダ2014-2017」を策定した。

ア ハイテク戦略

政府は、グローバルな課題解決と国際競争力の強化を目的に、2006年8月に包括的な国家戦略である「ハイテク戦略」（2006年～2009年）を策定した。官民連携の下、研究開発の強化とイノベーションの推進により、ドイツ産業界が世界市場を先導することで持続可能な経済成長や雇用の拡大を目指すとしている。2006年以降、ドイツの科学・イノベーション政策は、この戦略を基本計画として、BMBFの主導のもとに推進されている。

2010年6月には、2020年までを視野に入れた「ハイテク戦略2020」が策定され、新しいグローバルな挑戦

課題として「気候とエネルギー」「健康と栄養」「モビリティ」「セキュリティ」「コミュニケーション」の5つを掲げた。特に、今後10～15年に社会で重要となる、広範囲にわたる11の未来志向のプロジェクトが確認された。

2014年9月には、第3弾となる「新ハイテク戦略^{*18}」が発表され、2015年以降の基本計画が策定された。イノベーションは、ドイツの経済成長と生活の質を向上させる鍵であるとの認識のもとに、創造的なアイデアを具体的なイノベーションとして迅速に実現することによって、引き続きドイツが世界のイノベーションのリーダーとしての地位を確保し続けることを目標としている。政府は、この新ハイテク戦略を通して、2014年だけで110億ユーロの予算を投入する予定であり、さらに現政権任期中に30億ユーロの追加予算を支出することを決定している。

同戦略では、社会及び将来の経済成長と豊かさに関連する研究テーマを特定し、優先的に実施している。ここで挙げられたテーマは、デジタル経済と社会、持続可能な経済とエネルギー、革新的な労働環境、健康的な生活、インテリジェント・モビリティ、国民生活とセキュリティである。

なお、「ハイテク戦略2020」の11の未来志向プロジェクトは、「新ハイテク戦略」でも継続されている。ただし、「新ハイテク戦略」では、2つの未来志向プロジェクト（ネット利用拡大と省エネ、未来の労働環境と労働体制）が統合され、「インダストリー4.0」として実施されている。

イ デジタル・アジェンダ2014-2017

「デジタルドイツ2015」と「ハイテク戦略」とは別に、2014年8月、IT戦略の行動計画「デジタル・アジェンダ2014-2017^{*19}」が閣議決定された。同戦略は、経済成長と雇用拡大、インターネットアクセスの拡大、信頼性とセキュリティの強化などを目的としている。

具体的な活動領域は、デジタル・インフラ、デジタル経済と雇用、イノベーション社会、デジタル社会ネットワークの実現、教育・科学・研究・文化とメディア、社会と経済の安全・防御・信頼、欧州及び国際的な次元でのデジタル・アジェンダの7つの重要分野に焦点を当てている。

このうち、デジタル・インフラでは、2018年までに各家庭に最低50Mbpsのインターネット接続を確保する目標を掲げている。またデジタル経済では、「インダストリー4.0」やクラウド・コンピューティング、ビッグデータなどへの支援を盛り込んでいる。

この他に、データ保護の強化と政府関連機関へのサイバー攻撃に対する防衛強化に向けた連邦情報技術安全局(BSI)の体制強化案なども提示している。

3 中国のICT政策の動向

1 中国におけるICT政策

2015年3月、中国の国会に相当する全国人民代表大会で行った政府活動報告の中で、李克強・国務院総理は、「互聯網+（インターネットプラス）行動計画」を策定し、モバイルインターネット、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、モノのインターネットなどと現代製造業との結合を推進し、電子商取引、産業インターネット、インターネット金融の健全な発展を促進し、インターネット企業による国際市場の開拓を導く旨述べた。また、李総理は、当該報告の中で、「中国製造2025（中国製造業10か年計画）」を実施し、革新による駆動、知能化へのパターン転換、基盤の強化、グリーン発展を貫いて、中国は製造大国から製造強国へ変換する必要があると、工業化と情報化の高度な融合を促して、ネットワーク化、デジタル化、知能化などの技術を開発・利用し、一部の重要な分野で「先手」を取り、突破を遂げるよう努める旨指摘した。続いて同月に開催された国務院常務委員会では、「中国製造2025」を重点的に進めるべき10分野が示されており、その筆頭に「次世代通信技術（4G/5G通信、クラウドコンピューティング、ビッグデータ、センサー）」が挙げられている。現時点では、「互聯網+（インターネットプラス）行動計画」も「中国製造2025」もコンセプトが示されただけで、その詳細は明らかにされていない。しかしながら、現在、中国が「大規模な投入、資源・エネルギーの高消費、数量拡張の偏重」の発展パターンを脱却し、経済の高度化、高付加価値化を目指している中で、様々な分野におけるインターネットの利活用が重要視され、特に製造業との融合が期待されていることが伺える。

*18 http://www.bmbf.de/pub/HTS_Broschuere_engl_bf.pdf

*19 <http://www.digitale-agenda.de/>

2 中国における通信サービス

中国の通信サービスは基礎通信サービスと付加価値通信サービスの2種類に分かれている。民間企業による付加価値通信サービス（コールセンターやオンライン・サービスなど）の提供は以前から許可されているのに対して、音声通話をはじめとする基礎通信サービス市場への参入は厳しく制限され、原則として、同サービスの提供は国有企業の中国移動、中国电信、中国聯通の3社に限られている。

基礎通信サービスのうち、特に移動体通信が著しい成長を見せており、2014年末における携帯電話の加入者数は既に12億8,000万を超え、人口普及率では94.5%に達したが、年間伸び率は鈍化してきた。このように、今後の市場成長には数量の拡大だけでなく、よりきめ細かな消費者ニーズに対応することが不可欠となってきている。そのため、国務院（＝内閣）の指示に従い、通信分野の監督機関である工業・情報化部は、小売料金設定の自由化や、民間資本による基礎通信サービス分野への参入条件の緩和といった規制の見直しに加え、FDD方式免許の付与や新産業の育成を通じた新サービスの推進などにも取り組み、消費者の多様なパーソナルニーズへの対応を促そうとしている。

ア 小売料金設定の自由化

中国では、通信サービスの小売料金の設定方法について、2002年以降、プライスカップ制の導入や携帯市内電話自主価格化のトライアルなど、緩和に向けての見直しが行われた。

2014年1月、国務院は「行政審査の廃止及び下部委譲に関する国務院の決定」を発出し、小売料金規制を撤廃するとした。これを受け、同年5月、工業・情報化部と国家発展改革委員会は「電信業務料金の市場価格の実施に関する通告」を公表し、固定電話や携帯電話、ショート・メッセージ、データ通信などすべての通信サービスの価格設定は市場原理に委ねられることになった。

イ ブロードバンド・アクセス網の開放

ブロードバンド・アクセス網の開放について、工業・情報化部は2014年12月、「ブロードバンド・アクセス市場の民間資本への開放に関する通告」を発表した。同通告では、

- ① 民営企業がアクセス網サービスに必要なインフラを構築し、自社ブランドでユーザに対しブロードバンド・アクセス・サービスを提供することを奨励する
 - ② 民営企業が資本提携やサービス代理、保守代理等の形式で基礎通信事業者と協力し、収益を共有することを奨励する
 - ③ インターネット・アクセス・サービス（ISP）経営許可証を有する民営企業が、基礎通信事業者からアクセス網の資源を借用し、自社ブランドでユーザにアクセス・サービスを提供することを奨励する
- とした三つの民営企業参入方式を採用している。

この中で、特に方式①については、「ブロードバンド・アクセス網開放試行方案」を規定した。試行都市として、初回は太原・瀋陽・ハルビン・上海・南京・杭州・寧波・アモイ・青島・鄭州・武漢・長沙・広州・深圳・重慶・成都の16都市が採用され、期間は2015年3月からの3年とされている。

ウ FDD-LTE免許付与

工業・情報化部は2015年2月、中国电信と中国聯通に対してFDD-LTE免許を付与した。同部は2013年12月に中国移動を含む3社に対して、TD-LTE免許を付与しており、2014年末現在、TD-LTEはほぼすべての都市部と県レベル都市を連続的にカバーする一方、経済の進んでいる郷・鎮や農村をスポット的にカバーしている。基地局数は75万8,000に、ユーザ数は約1億にそれぞれ達し、業界予想を上回っている。

FDD-LTE免許は中国电信と中国聯通だけに対して付与した理由について、同部は、2014年から2社に56都市ずつのLTE混合網試験を実施させ、2社はネットワーク・カバーや相互通信、干渉解消等においてノウハウを積み上げてきており、混合網の商用化条件が整ったことを挙げている。また、混合網の構築の意義については、TD-LTE/FDD-LTE技術の優位性を総合的に生かし、TDD/FDDの周波数資源を十分に活用するとともに、LTE網として一つのコア・ネットワークとTD-LTE/FDD-LTEという二つの無線アクセス方式を含むことから、ネットワークの全体的な容量を最大限引き出すものであるとした。

エ クラウド・コンピューティング産業育成の支援策

政府は、クラウド・コンピューティングを推進するため、民間部門と連携し2013年11月に中国クラウド体系創新戦略連盟を設立した。また、2015年1月には国務院がクラウド・コンピューティング産業支援策を発表し、クラウド産業の革新的な発展を通じて、情報産業の新たな業態を育成することとし、2020年までに国際競

競争力を備えた基幹企業を育て上げるという目標を示した。

国務院がクラウドに的を絞った支援策を発表するのはこれが初めてであり、政府のクラウド産業支援の姿勢を明確に示したものと見える。金融・税制支援や投融資環境の整備、業界基準の体系化などを進めることも明示しており、同産業の急速な拡大が期待されている。

4 韓国のICT政策の動向

1 ICT融合促進に向けた政府横断の取組

韓国のICT分野における現在の課題は、ICT利活用促進であり、2013年に成立した朴槿恵政権は、ICTと他産業の融合（ICT融合）を通じた成長戦略を掲げ、縦割り行政解消を図りながら政府横断的なICT融合政策を進めている。

政府横断的ICT融合政策の司令塔となる情報通信戦略委員会は、2014年5月の活動開始と同時に、2016年までの3年間のICT融合中期計画として「情報通信振興及び融合活性化基本計画」をまとめた。基本計画に従い、創意力向上のため2016年までに小中高等学校3,000校等への3Dプリンター導入等のプロジェクトが実施されている。

情報通信戦略委員会は2015年までに、「情報通信振興及び融合活性化のための法制度改善対策」、「ホログラム産業発展戦略」、「スマートメディア産業育成計画」、「データ産業発展戦略」等をまとめ、政府横断的なICT政策体系の強化を図っている。

2 未来成長動力-産業エンジン総合実践計画

未来創造科学部（「部」は省に相当）と産業通商資源部は、将来的な成長が見込める戦略産業19分野に、2020年までの今後5年間で5兆6,000億ウォンを投じるICT新産業育成マスタープラン「未来成長動力-産業エンジン総合実践計画（以下、実践計画）」を2015年3月にまとめた。ICT政策を所掌する未来創造科学部では、2014年にまとめた「未来成長動力実行計画」で、5GやIoT等の13分野の戦略育成を図ってきたが、産業通商資源部が2014年から進めてきた「産業エンジンプロジェクト発展計画」と政策統合した形となり、今後は両機関が協力・連携しながら進めることになった。2015年中は1兆ウォンが投資され、2024年までに輸出額で1,000億ドル規模の新産業育成を目指す計画である。

重点育成が指定された19産業は、未来新産業、主力産業、公共福祉・エネルギー産業、基盤産業に4分類され、主力産業には、スマートカー、深海海洋プラント、5G、垂直離着陸無人機（ドローン）の4産業が指定されている。

投資額の大きさでは、ウェアラブル機器、IoT、5G、スマートロボット、スマート半導体、の順となっている。

3 ICT分野の体質改善を目指す「K-ICT戦略」

1990年代後半からICT分野が韓国経済をけん引してきたが、近年はICT分野の成長率が鈍化していたため、ICT産業の根本的な体質改善が必要とされていた。そこで、ICTが成長戦略の主役として生まれ変わるための広範なICT産業育成戦略として、未来創造科学部は、2020年までの今後5年間で9兆ウォンを投資する「K-ICT戦略」を2015年3月にまとめ、2020年までにICT生産額240兆ウォン、輸出額2,100億ドルの達成を目指している。

同戦略は「ICTが先導する創造韓国実現」をビジョンとして、新産業育成のため、①ICT産業体質の根本的改善、②ICT融合サービス拡大のための大規模投資による新需要創出、③中国・途上国等へのパッケージ型輸出多弁化を通じた販路開拓、④ソフトウェア・新産業分野の戦略9産業育成、の4分野で17のプロジェクトを重点的に進める。

具体的には、産業体質の根本改善策として「Fast-Track」制度を導入し、これまで企業の研究開発支援決定までに要していた期間を1年から3か月に短縮し、迅速な研究開発支援ができるようにする。また、ICT融合

サービス拡大のため、教育・医療・観光・都市・エネルギー・交通の重点6分野に2019年までに総額2兆1,000億ウォンを投じる。戦略9産業には、ソフトウェア、IoT、クラウド、セキュリティ、5G、UHD、スマートデバイス、デジタルコンテンツ、ビッグデータが指定されており、分野別に官民協議体を運用して常時モニタリングできる体制を整える。

4 通信料金引き下げ政策

前政権から引き続き、朴政権も政権公約として家庭の通信料金引き下げを掲げており、携帯電話の通信料金や端末料金引き下げにつながる様々な政策が導入されている。一方で、スマートフォンが急速普及した2010年以降は、家庭の通信料金支出が増加傾向となり、政策の強化が図られている。

2014年6月に未来創造科学部がまとめた「2014年度家計通信費軽減対策」では、①携帯電話の加入費とサービス料率引き下げ、②料金プランの種類拡大、③MVNO促進策、④端末費用引き下げ政策、が盛り込まれた。このうち、2014年中の韓国通信分野で最大の話題になった政策が、端末費用引き下げと通信料金・サービスによる競争誘導をねらいとした、「移動通信端末装置流通構造改善に関する法律（以下、端末流通法）」の施行（2014年10月）である。通信事業者による携帯電話端末販売時の販売奨励金の獲得競争が熾烈化することは消費者差別につながるとして問題視されてきたが、特に、朴政権は、不法な販売奨励金の根絶を目指し、端末流通法導入により規制を強化した。

これにより、制度導入後は、メーカーの端末在庫価格の引き下げ、中低価格料金プラン加入者の増加、携帯電話加入時の付加価値サービス加入件数の減少、通信事業者の顧客サービス特典拡大、といった変化が見られるようになったとしている。

5 インドのICT政策の動向

1 デジタル・インディア

2014年5月に成立したモディ政権において、政府は2014年8月20日、国家の基本的なICT政策である「デジタル・インディア」を承認・発表した。「デジタル・インディア」は、インドをデジタル化を通じて強化された知識経済社会に変革するという内容となっている。

具体的には以下の三分野（「3つのキーエリア」）に焦点を当てている。①すべての国民に対するデジタルインフラの提供；高速インターネットの整備、デジタルインフラを通じた身分証明、携帯電話及び銀行口座等の電子化、②行政サービスのオン・デマンド化；オンライン及びモバイルを活用したリアルタイム行政情報提供、金融サービスの電子化及びキャッシュレス化、③デジタル化による国民のエンパワメント化；リテラシーの強化、行政文書等のクラウド化。

また、重要な成長分野として以下を設定している（「9つの柱」）。①ブロードバンド整備、②移動体通信のユニバーサル・サービス化、③公衆インターネットアクセス拠点の整備、④電子政府化、⑤行政サービスの電子化、⑥全国民に向けた行政情報提供の実現、⑦エレクトロニクス分野の国内製造強化、⑧ICT関連産業の雇用創出、⑨全国内大学におけるWifi整備の9分野。

2018年度まで段階的に計画を遂行し、すべての村落にデジタル化された電子行政サービスを提供することとしており、予算は2014年から2018年までの5年間で、1兆1,300億ルピーとなっている。

その他、主要なICT政策は以下のとおりである。

2 グリーンICT政策

政府は2012年1月4日、インド電気通信規制庁（TRAI）が2011年4月に提出した勧告「グリーン・テレコムへのアプローチ」を了承し、サービス・プロバイダに対して再生可能エネルギー使用を義務付ける等の内容を含んだ指令を発出した。

3 800/900MHz帯及び1.8/2.1GHz帯の周波数オークション

通信IT省は、2015年3月、周波数割当の透明な手続きによる市場価格の決定、周波数の有効利用、電気通信分野における競争の活性化、電気通信サービスの発展・促進及び政府収入の最大化を目的として、800/900MHz帯及び1.8/2.1GHz帯における全公募周波数帯域470.75MHzについて、携帯電話用周波数オークションを実施した。全公募周波数帯域のうち、418.05MHz（全公募周波数帯の88.8%）が落札され、800MHz帯及び900MHz帯に応札が集中して価格が上昇したこともあり、落札総額は1兆987億5000万ルピーに達し、当初想定落札金額の8027.6億ルピーを大幅に上回る結果となった。

通信IT省によると、主要落札者はReliance、Tata Teleservices、Airtel及びIdeaの民間移動通信会社であり、国営企業であるBSNL及びMTNLの落札はなされなかった。